

【紙入札案件】本案件は紙入札案件である。

公告日	平成23年8月23日
契約担当者	〒622-0292 船井郡京丹波町蒲生ハツ谷62-6 京丹波町長 寺尾 豊爾
案件番号	23-C57K
案件名	平成23年度 京丹波町ケーブルテレビ保守計測機器導入
納入場所	京都府船井郡京丹波町 和田 地内(京丹波町情報センター内)
納入期限	平成23年10月31日
概 要	融着接続機 1式、測定器 1式、その他 1式
入札参加資格要件	入札に参加するために必要な資格は、町の物品・製造等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者、また、入札公告共通事項1のほか、次の要件を満たす者であること。 (1)営業所所在地 要件なし (2)登録種目要件 電気・通信用機器で登録があること。 (3)取扱品目要件 通信機器等で登録があること。 (4)その他 要件なし
入札保証金	免除
契約保証金	免除
予定価格(税込み)	2, 436, 000円 (入札書比較価格:2, 320, 000円)
最低制限価格	なし
前払金	なし
部分払	なし
入札参加資格確認申請時の提出書類	(1)条件付一般競争入札参加申請書
その他	入札公告共通事項のとおり。

入札手続き等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年 8月23日(火)午前9時から 平成23年 8月30日(火)午後5時まで(閉庁日を除く)	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年 8月23日(火)午前9時から 平成23年 8月30日(火)午後5時まで(閉庁日を除く)	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年 8月29日(月)午前9時から 平成23年 8月30日(火)午後5時まで(閉庁日を除く)	共通事項3のとおり
入札参加資格決定	平成23年 9月 1日(木)	共通事項3のとおり
設計図書の販売	販売しない。 町のホームページの入札情報からダウンロードすること。	共通事項2のとおり
質問の受付	平成23年 9月 6日(火)午後5時まで	共通事項5のとおり
回答の閲覧	平成23年 9月 9日(金)	共通事項5のとおり
入札書送付期間	平成23年 9月20日(火)から 平成23年 9月21日(水)まで(両日の消印のみ有効)	共通事項6のとおり
入札(開札)日時	平成23年 9月26日(月)午後1時35分 開札結果は、9月27日(火)午後5時までにホームページに公表する。	
落札決定通知	落札者には、別途通知する。	
契約予定日	平成23年10月 3日(月)	共通事項10のとおり

物品・製造等一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、指名停止等がなされていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (4) 京丹波町が徴収する法人及び代表者の法人町民税、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等を滞納していない者であること。

2 設計図書の入手方法等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

原則として、京丹波町ホームページ（<http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>）の入札情報からダウンロードすること。やむを得ず配布を希望する場合は、京丹波町監理課（新館 2 階）にて配布する。

(2) 設計図書等の閲覧

原則として、京丹波町ホームページの入札情報からダウンロードできる。

また、当該の公告に示す期間内に、京丹波町監理課にて閲覧することができる。

(3) 設計図書等の販売

設計図書等を京丹波町ホームページの入札情報に掲載する場合は、ダウンロードにより入手すること。この場合は原則として販売しない。やむを得ず入手を希望する場合は、京丹波町監理課へ問い合わせること。

当該の公告に設計図書を販売することを記す場合は、期間内に京丹波町監理課にて販売する。この場合、入札参加資格が認められた者は、特別の事情がない限り、購入すること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

当該の公告に示す期間内に、京丹波町監理課（新館 2 階）に持参すること。

(2) 確認通知

入札参加資格確認通知書は、別途送付する。

(3) その他

ア 入札参加申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出され

た書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該案件の入札への参加を認めないとともに、本町の指名停止措置等を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、町に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、京丹波町建設工事等苦情処理手続要綱（京丹波町告示第9号）に定めた様式に準じた書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札参加申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

- （1）入札参加申請書及び資格確認資料に関する質問は、電話等による問合せを随時受付ける。
- （2）設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリにて提出すること。（電話等口頭によるもの、郵送及び持参によるものは受け付けない。）設計図書に関する質問の回答については、当該の公告に示す日に京丹波町ホームページの入札情報に掲載する。

（3）連絡先

京丹波町監理課

電話番号0771-82-3811 ファクシミリ番号0771-82-2500

6 入札手続等

（1）入札の方法

ア 入札方法は、郵便入札とする。

イ **郵送方法は、特定記録・簡易書留・一般書留のいずれかのみとする。**それ以外は受け付けない。

当該の通知書に示す入札書送付期間内に送付すること。（入札書送付期間の消印のみ有効）

ウ 入札案件ごとに1通送付すること。

エ 表封筒に「所定の入札用封筒に入った入札書」、内訳書等を入れ、以下のとおり宛先を記載すること。**なお、以下の宛先以外の場合は、入札書不着扱いとする。**

〒622-0292 「丹波郵便局留」

京丹波町監理課 あて

オ 表封筒には、案件番号、案件名、送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

カ 入札書（京丹波町工事等競争入札心得様式第3号を準用）は、所定の入札用封筒（様式第2号）に入れ、封印等の処理をすること。

キ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。

ク 入札書の日付は、当該公告に示す入札（開札）日を記入すること。

（2）入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（3）内訳書

ア 入札書の提出に併せ、内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、内訳書の合計価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

ウ 内訳書の様式は任意とするが、記載内容は参考資料として添付されている金抜内訳書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、内訳書の表紙には、案件名、案件番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（4）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 当該公告の入札参加資格要件に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 入札参加申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 開札時において有効な内訳書の提出がなかった者の行った入札

- ク 公告に示した入札に関する条件に違反した入札
- ケ 当該の公告に示す入札書送付期間外で行った入札

(5) 入札の辞退

入札書を郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

また、入札参加資格確認通知前に、当該申請等を取り下げる場合においては、その旨及び具体的理由を記載した取下届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、本町の指名停止措置等を行うことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札の執行

開札は、入札参加者の中から選任された入札立会人の立会いにより行うものとする。選任された入札立会人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 京丹波町財務規則（平成 17 年京丹波町規則第 24 号）第 113 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、電話等により連絡する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

10 契約書の作成

落札者の決定後、7 日以内に契約書を作成すること。

11 入札の中止

入札参加資格確認において「入札参加資格があるもの」が 2 人に満たない場合、又は入札者が 2 人に満たない場合は、入札を中止する。

12 その他

- (1) 本案件の発注に係る取扱については、京丹波町工事等競争入札心得を準用する。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合は、本町の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 入札後、契約を締結するまでに本町の指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (6) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、本町の指名停止措置等を行うことがある。